



平成 26 年 5 月 26 日

各 位

| | |
|---------|-------------------|
| 上場会社名 | アルパイン株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役社長 宇佐美 徹 |
| (コード)番号 | 6816 東証第 1 部) |
| 問合せ先責任者 | 常務取締役 管理担当 甲斐 政志 |
| TEL | (03)3494-1101(代表) |

取締役の退職慰労金制度の廃止、並びに取締役に対する

株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定のお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 26 日開催の取締役会において、取締役の退職慰労金制度の廃止、並びに当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成 26 年 6 月 19 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の退職慰労金制度の廃止

当社は役員報酬制度の見直しを行い、取締役の退職慰労金制度を平成26年6月19日開催予定の第48回定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。

これに伴い、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役については、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給することとし、退任時に支払う予定です。

なお、取締役に対する退職慰労金の打切り支給については、当該定時株主総会に議案を付議いたします。

2. 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の具体的な内容

当社の取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第40回定時株主総会において年額 4 億円以内(使用人兼務取締役の使用人分は含まない。)とご承認いただき、今日に至っております。

しかし、その後の経済情勢の変化や今般の取締役報酬制度の見直しにより取締役退職慰労金制度を廃止し、固定報酬、利益変動分賞与、及び後述する株式報酬型ストック・オプション制度という構成の報酬体系へ移行するため、取締役の報酬額を年間 5 億円以内(うち社外取締役報酬 1 名当たり 1,000 万円以内)に改定させていただき、当該報酬額の範囲内において、取締役(社外取締役を除く)に対し、当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストック・オプションとして、新株予約権を割り当てるものです。

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権 1 個当たり 100 株とする。なお、本議案の決議日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式70,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

700個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額(発行価額)

新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として、当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から40年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。なお、その他の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※上記の内容については、平成26年6月19日開催予定の第48回定時株主総会において「第5号議案 取締役の報酬額改定並びに株式報酬型ストック・オプション制度の導入及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上